

## 株券の電子化に伴う特別口座開設公告

平成 20 年 11 月 5 日

株主および登録株式質権者各位

沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号  
株式会社琉球銀行  
代表取締役 大城 勇 夫

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券振替機構(ほふり)に預けていない株主の権利を確保するために、当銀行が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。

当銀行は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「株式等決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項にもとづき、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当銀行は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項)を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対し通知いたします。

#### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当銀行は、株式等決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

以上

(注) 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社(当銀行)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。